村上範致「安政乙卯聞見雑録 一」 翻刻②

佐久間 永 子 鵜 飼 尚 代

全七十一丁の内、後半部分の三十一丁から七十一丁の翻刻で、「村上範致「安政乙卯聞見雑録 本稿は、 幕末の田原藩士村上範致 〔文化五年 (一八○八)―明治五年 (一八七二)〕⁻が記した「安政乙卯聞見雑録 翻刻(1)、の続編で

ある。2

関係により、ここでは省略し、三十一丁から七十一丁までの記事内容の特徴を述べる。 安政乙卯〔安政二年(一八五五)〕における範致の状況については、前掲翻刻(1)において解説しており、また、 紙面の

交にかかる記事であり、八割を占めた。範致は、安政元年三月、藩命により海岸防禦対異国船軍事専門係に就任してい 範致が外国との交渉という文官の視点も持ち合わせ、内政のみならず海外事情も注視していたことを考え合わせると、 三十一丁から七十一丁には、告牒記、日本人漂流民の記録、ロシア使節への応対、梵鐘鋳換心得、オランダ国王の書 日米和親条約の写し等が記されている。これらに標題を付し整理したところ、全十六件中、十三件が外国事情・外 砲術家と知られ、且つ職務から軍事に関係する記録は当然のことと考えられる。さらにこの記録からではあるが、

範致は開国後の日本を見据えて記録したのではないかと思われる。雑記から見える範致の見識・人物像の考察は、 これに続く雑記の翻刻を進めつつ行うこととしたい。

の前に置く。この標題は、さきの「目次項目案」を再校し改訂したものである。5 容ごとに通し番号(各冊子ごとの通し番号)を付し、内容紹介にあたる標題もそれぞれに付した。標題はまとめて翻刻 本稿に掲載する翻刻は、「村上範致古記録研究会」⁴における輪読作業の成果である。なお、内容を整理する意味で、内

「安政乙卯聞見雑録 二」標題一覧(三十一丁から七十一丁)

36 亜墨利加人の告牒記

③千八百五十二年二月ネウヨルクの告牒

③イギリス船乗組日本人通弁乙吉のこと

③南京から帰国した日本人漂流民のはなし

④ヲロシア国戦争の風説

⑪梵鐘鋳換心得

迎諸宗触頭共への諭書

❸魯西亜使節フーチヤチンと川路氏応対之内抜書(------

⑤漂民の報告一件(特に亜墨利加の様子) (一般を政二年八月達(亜墨利加の港測量要請)

⑩和蘭陀国王よりの書翰和解と副書

- ④和蘭国王より日本帝へ礼物目録
- ④和蘭陀国への返書と別

④かびたんへの論書

- ⑤ 亜美理駕合衆国との条約 (日米和親条約
- ⑤浦触書

冗

資料には丁数が付されていない。各頁下方の丁数は便宜的に付したもので、丁の第一行目の下に置いた。

、字配り等、原本の体裁を尊重するようつとめた。

変則的に置かれた文字等は適宜読みやすい形にした。

ただし、内容ごとに一行間隔をあけ、通し番号を付した。通し番号は標題に対応する。

文字の表記については、左記に従うこととする。

(1)漢字は原則として常用漢字を用い、異体字は本字にした。

(2)固有名詞(地名・人名等)も、常用漢字を用いた。

「ヿ」は「コト」、「メ」は「シテ」、「圧」は「トモ」、「幷」は「并」とし、「斗」は「熨斗」「ばかり」のみに使用した。

(3)変体仮名は、原則としてひらがなにした。

助詞の「者(は)」「江(え)」「ヱ」「へ」「而(て)」「ニ」および「并」「而已」は、そのまま用い、ポイントをさ

⑷繰り返し記号は、漢字は「々」、ひらがなは「ゝ」「ゞ」、かたかなは「、」「ヾ」にした。二文字以上の場合は、 げ右寄せにした。

村上範致「安政乙卯聞見雑録 二] 翻刻(2) \equiv

レビソンヤツパン抜萃

本公元年 聞見報録 村五

外門人日本通南北金五差初的人常今

「安政乙卯聞見雑録 の表紙(上)と本文(下) 田原市博物館所蔵

く」にした。

(5)「大夫」と「太夫」は、武士の場合は「大夫」とした。

、あきらかに誤字、脱字とおもわれる箇所については改めることは控え、右側に(衍ゥ)、(脱ゥ)、推定できない場合は

(ママ)、推定できる場合は (○゚) と記した。

原本に掲載されている傍点、傍線は原則原本のとおり表記した。朱線は、太線で記した。 虫損、破損などで判読不能の場合は、一文字なら□、文字数が不明なら

朱書きは、〔〕で囲みゴシック体にした。

修正を意図した塗抹の部分は、原則として翻刻に加えず、

修正にしたがって翻刻した。

□で示した。

几

外国人日本通商之企亜墨利加人当今

シントンノ都府・ヨリ発シタル一翰ヲ得タリ将又是「附聖・戦力政治ヨリ発シタル一翰ヲ得タリ将又是「附我レ日本」在シ時ヘルミル名ノ曆数千八百五十年第一月八日ワス我レ日本」在シ時へルミル人の選ノ告牒記ノ事

モニニュ 事ニ隽・/1、・・・『岳三代/『三寺と属ノ書アリ是則彼地執事衆議ノ時『告シ説』シテ

治ノ軍勢ヲ江戸'発向シ日本政府ヲシテ法律正日本'於テ非道ノ応接'逢ノ説専ラニシテ速'共和政風聞書ハ此国'於テ公説流布ノ具ナリ漂民等既'日本ノ事'携リシコトナリ蘭語'訳シ左'書ス既'日本ノ事'携リシコトナリ蘭語'訳シ左'書ス

広東 『通路スヘキノ蒸気船ノ為メ松前対馬琉球ノ地湊港ヲ開キ且ツサンブラシスローノサセス ヨリ上海務ノ人民ノ制度 "做シメ亜墨利加通商ノ為其

サル所ナリ然ル"法度"於テ此発向全ク索ル道ナシ港ヲ塞閉シ恨ヲ日本船"ハラサン此意頻リ"止マ

故「衆会館」テ得ルヨウニスへシ

我等当今ノ諸説「因リ不日「大貌利太尼亜仏郎西両

有チ土地豊饒"シテ交易莫太ノ利益アル諸品物出産国日本征戦"加勢スヘシ素ヨリ日本無量ノ産物ヲ

為必大事ナリ汝日本 "朋友モアラハ告知シテ可ナランカ正整ノ諸民ノ法"改革セシメン趣意也思フ"日本ノスル帝国ノ政府ヲシテ鎖国ノ法ヲ停メ政務ヲ法律

三十年来唐和蘭ノ外『民ト貿易ヲ断絶セリ雖然日本ハ独立『シテ其人性偏匿ノ質アリ此国暦数千六百人/文ナリ

貌利太尼亜ノ盛ンナルカ如ク必ス一度ハ東方"テ是"以テ其偏匿ノ意ヲ折シク"至ラン今両方"於テ、豪策或ハ時勢"因テ世上一般盛ナル貿易ノ志念ヲ

等シク威ヲ振フノ国トナラン

又此語音唐"モアラス又亜細亜洲他邦ノ部類"非サ音静清"シテ東亜細亜洲"於テ頗ル整備タリ日本語ハ文字ノ連綴数多ク仮名ハ四十八字ヲ数フ語

ノ名タ、ル国話ノ学識アリニハ高貴ノ学術測量天文地理亜細亜欧羅巴洲にハ高貴ノ学術測量天文地理亜細亜欧羅巴洲校アリテ若輩ノ男女貴賤始学ノ教示ヲ受ケ大学館ルナリ扨日本人ハ自国ノ文字備リ其数最多学

<u>32</u> 丁 村上範致「安政乙卯聞見雑録 二」 翻刻②

大坂ハ外国産物ノ大市ナリ此街民商頗ル夥シ土地淀川商貿ノ値牒ヲ作ルコトアリ又産業ヲ励ムノ法令アリ

鹿児島サンカル亀小倉長崎土佐松前ノ市街一於テ

日本国中大都会ノ市店「ハ農工ノ諸産物アリテ遠近

ノ人民郡集ス将国中商業農作江戸京都大坂下ノ関

蘭人長崎"来着スル^{™型}ナリ雖然国政度ノ擾乱ヲ ナランコトヲ庶幾スルノ意甚シ蓋シ外民ハ当今唐和 ナランコトヲ庶幾スルノ意甚シ蓋シ外民ハ当今唐和 とクルコト唐人"勝リ又諸件"頗ル秀スルノ性アリシタルコト唐人"勝リ又諸件"頗ル秀スルノ性アリシタルコト唐人が"勝リ又諸件"頗ル秀スルノ性アリシタルコト唐人が"勝リ又諸件"頗ル秀スルノ性アリシタルコト語では、「一種」という。

怖畏シテ鎖国ノ法弥厳ナリ

貿易ス

33 丁

七

口『アリ住民商業繁昌ヲ以テ他所『勝ルモノナリ

ヲ避ルコトアリ只唐和蘭人ニ限リテ長崎港内ニ其民商売ノ輩不得止事屢日本港内ニ来リ破船ノ患要用品物水等ノ欠乏或ハ烈風強雨ノ時ニ当リ鯨漁

M-1. (1.17) | 1.17) | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 | 1.17 |

多無恕ノ辱ヲ受ケ既ニ絵板ヲ踏セ是ニ吐唾セシメタリセラレ日々ニ与フル所ノ食物ハ僅ニ米魚水嘔ニ加之幾警固アリテ長崎津ニ送ラレ其他ニ於テ再ヒ囲圄

何シテ尺時モ忍フヘケンヤ実''艱難''逢ヒ我究民斯ノ如ク暴戻''接対セラレ如

斯ル患情ヲ以テ我政府須臾モ堪ルコトヲ得ス日本ショーグンス

ヘ ゚書簡ヲ贈リ以テ其政府゚我民鯨漁航海通商ヲ

其港内『来リ危難ヲ凌クコトヲ得欠乏諸品ヲ当営ム者ノ為患ヲ除カン事ヲ請ヒ暴風剛雨ノ時

訳前ス

アリテ急速咬噹吧在住ノ共和政治コンシユル名『回帰セ時ノ値ヲ以テ購ヒ将破船ノ時ハ其接遇賓客ノ饗応

此適宜理正実ノ冀望若シショーグンス拒ムニ於テハ我政ンコトヲ庶幾ス蓋シ其費用ハコンシユル直ニ弁スベシ

八

村上範致「安政乙卯聞見雑録 二」 翻刻②

当今発明改革シタル陸戦海軍ノ法則ヲ現在習

ヲ以テ事足ルヘシ而シテ驕夸ノ日本政府ヲシテ速ニ我本意港松前津之関鎖ヲ開クニ僅二艘ノフレガツト艦本政府ニ対シ強勢ヲ振ヒ此冀望ノ道ヲ開ン蓋シ江戸府廉直ノ旨意ニ本ツキ人倫徹適ノ誉光ヲ輝シ日

「シテ貿易品物界際ナシ王侯貴人聡明英智実」国頗ル勉励ノ性アリ其人丁五千万」過クヘシ国産無量地理」因レハ日本ハ島ナリ港湊碇場最良シ住民満々トシテ地理」因レハ日本ハ島ナリ港湊で場最良シ住民満々トシテ

『伏従スル『至ラシメン

緩政 "因リ天然人佐無量ノ有益ヲ以テ共和政スレハ其質遙"勝リ此国偏屈ノ政度賢良ノ民ノ塼工材志望最甚シ爰ヲ以テ他亜細亜人"比

権威及ヒ宗門『聊損害ナシ治ト貿易ノ因ヲ結ヒ大幸ヲ得ヘシ蓋シ其国ノ

亜墨利加蒸気船通路ノ企蝦夷都府サンガン粘ノ海日本亜墨利加両国ノ交接意ノ如ク整ヒ唐国ニ

商業"益アルコト夥シ而シテ日本人蒸気船製作運用炭場ヲ設ケ以テ成就スル"於テハ日本人ノ為其政務

門 '接スル松前及対馬ノ属島フコンフコンク島ノ湊 '石

頭領タルショーグン神法頭領タルミカトヲシテ此意ヲ 諸州之政事商法学術ノ告知速カナルコト咬噹吧ヨリ 学スベシ是則日本人ノ性強勇アル「因リ其政府ヲ 使節賢良ニシテ事ヲ遂ルニ何ノ難キコトカアラン唯世法 発スル蘭船乍浦ヨリ来ル唐船『勝ルヘシ 第一ノ水師強盛通商繁栄ノ国タラシムルノ要務ナル シテ外民ノ襲来ヲ防キ国家ノ危難ヲ除キ東方 ヘシ加之我蒸気船来着ノ便宜 '因リ其政府 '外国

35 丁

0

門ノ政事「関係スルヲ厳禁シ其国ノ君長法則ヲ敬

テハ其法度ヲ守『甚タ慎ミ貿易ノ運上ヲ納メ其宗 ヲ攻抜スル意更 '無シ唯我民日本通商免サル、 '於 スルノミニシテ其国家城郭商館所領ニ望ミナシ又其国 スルノ念ナク日本ト和順シ双方有益ノ貿易ヲ庶幾 明語セシムルノミ『アリ我趣意日本宗門政事』関係

恭スへシ是ヲ日本帝国政府免許セハ速¨共和政治

ノ使節江戸『至リ通商ノ条目ヲ定ムヘシ但日本

政府ノ港内『於テ亜墨利加通適安全ヲ計ル所

アラハ之ヲ衛護スルノ誓約ヲ立テ日本共和政治両 "従フへシ将又日本国民彼港内"来リ貿易スルモノ 村上範致「安政乙卯聞見雑録 二」 翻刻②

国ノ和親ヲシテ不易ナラシメン牒ノ説ナリ

リ我民印度唐国海辺帆弥増シ南海ノ通商鯨カリホルニヤ塩オレゴンノ海岸広大ニシテ亜墨利加洲益盛ナ

漁繁栄シ去年日本及ヒ其所領ノ海岸蝦夷オ

柄大貌利太尼亜ノ手ヨリ我国‐譲リ治平‐シテ

元ヲ掌握スルノ期アラン

使節日本発向ノ時ショーグン贈物ヲ致スノ説アリ

亜墨利加海岸及都府ノ地図フレシデント司ヨリ遣シタル左"書ス

路ノ誓使節ノ事「抱ル政録アタフ洋南太平海蒸気

船通路ノ誓約記録轍道漕路マグネネイーセテレガラー

フ

使節ノ事一拘ハル政録アタフ洋南太平海蒸気船通

ヲ告ケ知ラスル器ノ名 墨利加州海河用蒸気船ノ図識磁石ノ気ヲ以テ事

道具一式全完ノ外治内療書究理書測天文亜墨利加陸戦海軍ノ絵図大工道具一式治療

農作坑業轍≒拘リタル亜墨利加ノ目録ネ航海兵学書工農ノ品物草木煙草綿ノ種苗

37)

軍亜墨利加州東方海岸 "於テ我商法ノ憂患除防近来海軍ノ威勢益盛ナルヲ以テ政意ヲ決シ強勇海

暦数千八百五十二年第二月『ネウヨルク料ノ告牒ヲ左』示ス

向ノ企アルコトヲ聞ケリん百五十一年ノ秋日本発名ノ指意ヲ専トシ既≒千八百五十一年ノ秋日本発入ノ指意ヲ専トシ既≒千八百五十一年亜墨利加州≒於テペルミル、黄金豊饒ノカリホルニヤ地益発興スルヲ以テ暦数千

為開キ日本「幾許ノ益アランコトヲ示サンカ為ナリ母シ記

ナノ リ語

本ヲシテ好良ノ政度"伏セシムルノ計策ナリ本ヲシテ好良ノ政度"伏セシムルノ計策ナリ 本ヲシテ好良ノ政度で伏セシムルノ計策ナリ 本ヲシテ好良ノ政度で伏セシムルノ計策ナリ 本ヲシテ好良ノ政度で伏セシムルノ計策ナリ 本ヲシテ好良ノ政度で伏セシムルノ計策ナリ 本ヲシテ好良ノ政度で大セシムルノ計策ナリ 本ヲシテ好良ノ政度で大セシムルノ計策ナリ 本ヲシテ好良ノ政度で大セシムルノ計策ナリ

ノ為発向スルノ説ヲ以テ誌記スルモノ夥シ

シ爰ヲ以テ我政府思慮ヲ廻シ日本ヘヲシテ其政度ヲリ其暴戻無恕ノ土地"至リ艱難"逢フコト又弥多"然ラス反テ海上"追逐シ之ヲシテ際期ヲ待"至ラシム"然ラス反テ海上"追逐シ之ヲシテ際期ヲ待"至ラシム"然ラス反テ海上"追逐シ之ヲシテ際期ヲ待"至ラシム"がラス反テ海上"追逐シ之ヲシテ際期ヲ待"至ラシムリ其暴戻無恕ノ土地"至リ艱難"逢フコト又弥多リ其暴戻無恕ノ土地"至リ艱難"逢フコト又弥多リ其暴戻無勢の、

38

外民ノ為改革セシムル発起アリ下文略之

ナルへシー説 "陸軍ノ予備アリテ往昔ノ憂患ヲ報ヒ当今 ・オレリ是智謀聡敏雄大強剛ノ機量備ヱザレハ其任 ・カレリ前 "令落ヲ受テ快然タル地中海巡行ヲ発セラレ 今万民ノ安危東方 "於テ亜墨利加通商ノ興廃ヲ決ス ル大任 "臨リ是 "供スル軍艦ハ蒸気船シユクヘンネ船ミスシ ル大任 "臨リ是 "供スル軍艦ハ蒸気船シユクヘンネ船ミスシ ル大任 "臨リ是 "供スル軍艦ハ蒸気船シュクヘンネ船ミスシ ル大任 "臨リ是 "供スル軍艦の蒸気船シュクへンネ船ミスシ ル大任 "臨リ是 "供スル軍艦の蒸気船シュクへンネ船ミスシ ル大任 "臨リ是 "供スル軍艦の蒸気船シュクへンネ船 ルンネ船 できる。 ・オートナレリ人と関連の、 ・オートナレリ人を向総督ノ指令官 此指拠ヲ以テ提督ペルリ人選ハレ発向総督ノ指令官

ヲ備フルト聞ケリ

日本「滞在スル亜墨利加水主ヲ回帰セシムル」緊要タル兵器

ナリ基地"在ル亜墨利加人ヲ免シメ当獄中"在ル外民ペルリ日本ヲシテ往時我等"ナセシ暴戻ヲ贖シメ今囹囚トトナランコト実"歓喜ノ至リナリ我等聞所ヲ以テスル"提督此指拠只亜墨知利加州ノ為ノミ"アラス万国諸州ノ幸福

0

ノ時日本港内 "至リ危難ヲ凌キ破損ヲ補ヒ必用ノ品物ヲ"漂着セシ者ナレハ獄中"戒ラル故ナキヲ以テナリ自後暴風ヲ悉ク回帰セシメントナリ此輩都テ天災"罹リ日本海岸

民殺害セラレント表裏ノ差ナリ下略

嘉永七寅二月顧竹堂南窓之下二

同年四月石居閑人蔵書借写書蘭人之抜萃セシモノナリ 石居閑人閱

翌卯年八月借写於孤松軒下

同年八月已百堂蔵借写於本庄横綱

凡三十五六間ノ本船一艘石火矢五十六挺備蒸気船二艘閏七月十五日白帆船四艘舶来之内

「テ阿蘭陀通詞罷越候得共不及其儀候段申出候趣」右*イギリス船乗組之内日本人壱人此者通弁役之由是ハ外車付凡壱艘内車付

残流散自分壱人イギリスΞ助ケられ当年四十五才有之由二十五ヶ年以前漂流致シ候処及破船乗合不

村上範致一安政乙卯聞見雑録

翻刻(2)

御座候右日本人ハ生国尾州之者『テ実母兄弟数多

了 39

右乙吉之風体は矢張異国之形チにて衣類は不及申御検使並応対之儀者都前通事無之直対之由"御坐候と割は熟練不致候趣申之候由依之此度沖乗付之役人之詞は熟練不致候趣申之候由依之此度沖乗付之役人を割は熟練不致候趣申之候由依之此度沖乗付之役人を割は熟練不致候趣申之候由依之此度沖乗付之役人を割は熟練不致候趣申之候由依之此度沖乗付之役人

迚も壱人差返し申間敷自然御召捕抔相成不申様仕分義*元日本之者故帰国等も致度気合も有之候得共由此度渡来之儀*何歟願筋有之罷越候処自 越置候処いつとなく逃去行末不相分趣申之候 越置候処いつとなく逃去行末不相分趣申之候 おこ吉儀イキリス国に於て日本漂流人十七人

蘇生仕候心持『て彼ノ方〈又々生出候心得』御座候間御り破船之砌一命相失ひ可申処彼国〈助り候儀』付度旨左無之『は壱人より事起り可申哉も難計素よ

『は難見分よし

し候得*日本之風合も少し相見へ候由一諸に相交候頭眼色等も彼国之ものに相変候様子も無之壱人引放

<u>40</u>丁

村上範致「安政乙卯聞見雑録 二」 翻刻②

疾得者急"帰国も可致段申之由"付而は其方式 疾得者急"帰国も可致段申之由"付而は其方式

<u>41</u>丁

40

(41)

0 戦争相始り候趣乙吉よりも申出候風説「御坐候 閏七月廿六日出八月十日達

御老中阿部伊勢守様、寺社奉行安藤長門守様御伺之

上

御達し梵鐘鋳換心得方

諸寺院梵鐘之儀『付御触之内古来名器と有之候者

稀成儀!可有之候間名器たる事判然無紛分相除候積

鐘銘之内

勅願

台命

宝祚長久

御武運悠遠

襲ひかたき国迚皆々追々逃去候者有之由『付而者 其上"て此度舶来之唐船、積越候趣之風聞"御坐候 ヲロシヤ国は独立之由¨候処当時アメリカ其余相交りヲロシヤ 戦争之患ひ等は有間敷之風説「御坐候 申聞候得者乗組人数之内雇集り者多く候て容易に 相怕れ居候事にて当国〈軍船抔相発候様之儀 居候由『ハ候得共日本を襲ひ候儀者彼国』而も余程 ヨウラツパ州国々ニーも日本へ通船之儀者年来志

罷越候方便無之処唐人共差図にて夜中イギリス

一八

館出奔為致候『川船より南京表〈差送り候由

村上範致「安政乙卯聞見雑録 二」 翻刻②

斟酌事其外天下泰平国家鎮護等之文字有之候『も不及

用捨之儀申立候ハルも容易''可取用筋''*無之尤格別御由緒**諸宗由緒等有之由之銘文有之候趣''''

聞事 訳立候分其外遮難渋申立候分^{*}長門守方[〈]可申

除候積目有之候得共壱ヶ寺ニュも末寺門徒有之候分ハ相本寺と唱候内大本寺小本寺本寺並等之名

も無之一本立候類之大地或ハ寺格宜敷分者但諸国録所掛所其外末寺者無之候而も本寺

御朱印地之分差別無之事

是亦時宜次第長門守方、可申聞事

理神上で引着上曾っ引がと事塔頭地中も門末無之候得*末寺同様之事

寺兼帯之本寺又考法類組合寺等相糺請印可申寺院之内無住之分留守居僧等ニ売難決節考其

43 丁

一九

付候事

受取之もの差遣し万端領主方ニー取計ひ可申 梵鐘差出方持運ひ等之儀寺院共難儀不相成様追言 事右者凡之心得方二付難決儀者長門守方、可申

之 器"付尋常之訳ヲ以可被及御沙汰筋"者無之候得共近 器時之鐘「相用候分相除其余者大砲小銃」鋳換候 諸国寺院一有之梵鐘之儀本寺之分并古来之名 来異国船度々渡来致し不容易御時節「付格別 義一付今般再応被 諸宗触頭共、諭書写 叡慮も有之右体重き法器をも鋳換被 仰出候通梵鐘之儀者仏門之重 仰出候儀

被及候条御触之趣厚相弁心得違無之様末々寺院。 も有之候ハ、猶奉行所吟味之上厳重之御沙汰でも可 致し候『も御取用可相成筋』書無之万一心得違之輩 一付此上難渋候間敷儀者勿論非常用等申立歎願相

今般御触有之候 "付右心得を以御領内附属之寺院呼 至迄不洩様早々可申達事諸国寺院梵鐘之儀三付

44丁

相添相達候事

E申諭置候趣も有之候"付為心得諭書写書をも候依之別紙心得方書取#奉行所ゟ諸宗触頭共何郡何村何寺末何国何郡何村何寺と認可差出申出受差図可被取計候尤末寺之分も何宗何国

立候分別紙。一致し取計方之儀是又長門守方、段届書直。長門守方、差出右名器難渋之趣等申

書差出何ヶ寺ハ名器時之鐘其外難渋之趣申立候鐘幾ッ末寺何ヶ寺内何ヶ寺*鐘無之何ヶ寺ハ請

長崎港にて魯西亜使節フーチヤチンと川路

〔上使川路左衛門尉殿御尋〕 氏応対之内抜書瀧昇子宅:而一見写之

の】 一 発角返翰之趣意解違ひ等有之候^{高者}不容易義殊」諸事之論談

[魯西亜使節フーチヤチン答]

0 再応熟覧□及候処漢文之意味□□━者御返翰□認無之事ハ各方 返翰之趣意□違ひ候事決㎜無之候某命を請来㎜書翰□尽さゞる 御差越於此地御取扱被下候儀と存候然るを御返翰外之儀®御取 所を申述候所"して書外之意"抱るへきにあらず老中よりの返 扱不相成様:被申聞候『著少し趣意違ひ候儀』存候

取急き候事 "候先我国書翰之意得と不申述候而者趣意不相分趣意而思御論"候得共一体五拾年已前と即今と時勢之違ひ有之節之身"取て可有熟考筈也

翰ハ即ち上之意を請て認候所『命を請て認し所』。命を請

候間先申述へく候

 \equiv

46 丁

0 も絶へ候様に相見候処外国は追々相開け武事 立囲せられ候故異国之事能く通し給わす随『武備 貴国弐百年来外国之交を絶ち独国鎖して海外独

可承候

之術は勿論船製作等巧を極め候故先軍船之上ニー申 向長崎湊ヲ以第一厳重之所と被致候由『及承候処今般 及且は沿海之御固メ『至りてハ炮台其外之御警衛 候得著貴国之船数十艘有之候とも異国軍艦壱艘三著難 鍛錬致し軍陳戦囲之器械悉く精利を極メ航海

西洋風『高為傚武事専ら御備飾無之』著難相叶時勢 御手薄にて甚以懸念致し候処に候依之都『之軍器 事可有之とも不相見其余太平打続き全国御武備

一見致候得者プレガツト船を以て押破し過るに聊か堅き

貴国之隣接と相成候間万一之節。互じ助成致し候積

「有之候我国於海外ハ余り負を取り不申国柄」 「既に

我主之願存る所二候

只今申上候儀詰り候処ハ両国之和親を存候に付心底を

出候是ゟ以来日本国御武威弥御盛じ相成魯西亜 不残有之儘"申上候事"候尤右之趣致書面可差 (44)

卯八月

御達

 \mathbb{H}

交易盛□相成御国之海上繁く致通航候□付画書暗礁心得 港流渡来御差免相成候処亜墨利加国之儀者近来満清国之 田箱館三港江渡来御差免英吉利者長崎箱館二 阿蘭陀之儀者勿論魯西亜亜墨利加弐ヶ国者長崎下

不申候而者人命一抱り候間浦々測量致し度旨当三月中下

〈渡来之亜墨利加より願出追『承り』渡来可致旨申立

0 近来蒸気船を致発明候後者世界之模様一変致 承候書面一覧勘弁之上追言可及挨拶候 事深く希ふ所『候右書面御熟覧之上御挨拶承度候 同様ニffi互ニ和親を致し末永く両国之安穏ならむ

御入用『候ハ、蒸気船軍艦』勿論大炮其外とも軍械 利を極メ候様相成貴国ニーも御備無之ー養難相成時勢上付 何方でも差上可申候 は難相成候扨又軍卒之器械古に引競べ候『追々精密弁 候『薪水食料を求め候ため是非於御国地求め候わね 隔候国々も互"近く相成異国^船之往来も繁く相成 候右船者風之順逆ニーも日合を以通船相成候是ヲ以掛ケ

二四

45

村上範致「安政乙卯聞見雑録 二」 翻刻②

48 丁

「より内海迄も乗入候歟如何様之次第「可相成も難計尤是相違之上論談徴底難致夷情に候得者下田」『応接之模様国、被差向政府、可及掛合と迄も為申談候筈"候併国風制度」、(**)
如何申論候『も承伏不致候節ハ追『此方ゟ応接之者彼如何申論候』も承伏不致候節ハ追『此方ゟ応接之者彼

出帆致し候右測量之儀容易"御差免難相成候"付追

入港之上*以後之御実備弥以肝要之儀"付銘々右之心利亜墨利加等"別冊之通条約御取替"相成候得共諸夷量之儀申立書翰和解致し為心得相達候事魯西亜英吉

*穏'相断候積'候得共自然之儀出来候も難計候間銘

々兼『其心得にて可被罷在候依之亜墨利加船より差出候測

迄も都『穏便之御取扱に相成居候儀"付今般迚も此方"『

写相達候事得ヲ以て猶又平常覚語も可有之事:候因『為心得条約書

右之通万石已下之向々五可被相達候事

〈白紙〉

某氏書中下田二見聞之諸説記録之内漂民之

<u>50</u>

49 丁

三五

二六

郡三宅対馬守様御領分百姓勇次郎作蔵両人「御坐候亜 先頃仏郎察船ゟ漂流人送届候者御尋御坐候三 件抜萃 州 \mathbf{H}

原

玉

覚へ不申候又制し声抔も無之候音楽抔家々毎に仕居 [戸窓] 「凡広四畳敷程…前之径四尺の鉄車四ッ也」何か用弁仕候婦人抔ハ多く車 二前馬二疋"為引其飾り何か用弁仕候婦人抔ハ多く車 [・1世] [但し男女共歩行のものも有之] 夥敷停止或ハ精進日抔と申日々漸々大坂之人通り位 馬を為引芥を拾ひ候事故一点之塵も無之候往来郡衆 体如何奉行と申候『も一 四方皆ビイドロ作り「て屢行合申候御尋」其所奉行抔之 相成申諸蛮之者皆入交り借地借家致言語不通之者も 僕位『神御仕候』付西体少しも「或い無僕」

ハ三度『弐度ハパン一度米飯を呉申候全日本人故左様致(サザハイン) [ヷニニ痩シンタタカマイン] 彼地:『台場々々に帰置候様子:奉存候旅宿:『食事 両三度ツ、*ゲベール組調練にて市中を往来仕候且又―― (〜番★飾ソヲシヨロウ見廻僟事也) 苦午去軍事之義者嚴重二夫々不絕有之候事故日· Þ

之地 二一トルラルに 富候得者奉行 一致まで 之程之事ハ不

申聞候ニ゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゚゚゙゚何事ニ゙゙゙゙゙も勝手次第ニ可仕少しも遠慮抔無用 言葉も聞へ不申候程「御坐候彼地」「「旅宿」。罷在候主人

二七

段銘酒毎度出し給仕=*少女差出申私義鯨漁船==日々結構=候一々暖=仕立砂糖抔汁肉野菜之製も船中ゟ別

申都に参り申候右之道中凡千里程有之其間鉄路ニニ

百疋程の賃銭『『貯も有之進メ』寄サンフラ〔ン〕シス

 \exists

[日本、近く候間帰路・近き方、と参り申候]蒸気車往来之処賃銭余程掛り乏候間便船之方に

如く『御坐候其地のもの申候』書普請出来上り候得者ネヲヨ様の者二千人三千人程ツ、群レ日々仕居城様之普請之仕候海者海者近来開き候由未タ普請中『御坐候其職人

ロク

マネヲヨロクに者及不申候市中にて目立候家と申は、電起方浦之地、曹稲右申修山地図乞繁花、修得尹中、

皆夷人之家に御坐候其地日本之通り『御坐候何故同様

之趣且又御結と申物ハ誠"たべ悪き物""御坐候類"何故之之趣御尋之処御逡巡なから亜国"比候得*見苦敷同様

46

事哉パンの味之宜「付如何も食悪候趣甚絶倒之至」御坐候 右之外珍敷事申上候事無御坐候 《50丁オモテの上部の記事

塼石~

馬道 塼石

町巾凡十五六間三筋余 凡拾枚の石

《50丁ウラの上部の記事》

米ハ北アメリカ 南アメリカニー出来 這出来不申

> 候へ共 豪富大軍船五六十存

(白紙)

和蘭陀国王より差越候書翰和解#副書写

和蘭陀国王差遣候書翰#別副諭書写

和蘭国 治の所在帝都江戸なる名徳顕聞大威望大日本 ナツサウ地名のフリンス。各リユキセムビユルク名のゴロヲテ 、ルトク名ヰルレム名第二世誠意を以て書を吾盟契隆 ヘイテカラチイコツツコヲニンク 蓋し称号也兼 ヲラニイ

政府に贈る

<u>52</u> 丁

<u>53</u>丁

二八

村上範致「安政乙卯聞見雑録 二」 翻刻②

其ノ手 "達せんこと乎」とは此主盟契の健康無恙福安の時に及ひて誤りなく

二百有余年前

大府の宗祖名徳馳揚の

以て日本に来ることの免許あり是によりて我和蘭人今権現家康公より信牌を賜り和蘭人に其商舶を

我和蘭人然も親恵を蒙ること綿々絶へさるより余日本にに*定時を以て自ら大府に拝礼するの栄を恵まる

猶懇篤を以て日本に納られ優待を蒙るのみならす加比丹

民の幸福を進むる所の諸事は務めて為さん事を冀対するの愛情甚た深し故に貴国帝土の安寧貴国人

ふなり

書牘を要する事なけれバなり其故*交易の事及ひ尋常和蘭日本両国の主今日まて未曽て書牘を往復せず蓋し

島を管領する所の総督より年々之を告るを以てなりの風説*我和蘭の臣咬噹吧及ひ亜細亜洲中和蘭所領の諸

然れとも今日に至りて余黙止するを得す其故は爰に

人日本に於ての交易の事に拘るにあらず即ち貴国政大緊要の事ありて告さる事を得ざれなり此事は和蘭

を 支那と 劇戦せし事ハ我国人の舶より年々長崎に出せ 支那と 劇戦せし事ハ我国人の舶より年々長崎に出せ 議を以て未来の禍を防んことを近年 英吉利の女王帝国 議を以て未来の禍を防んことを近年 英吉利の女王帝国

の民皆治平の業を営み諸州の国王古賢の言を遵奉し其防戦を為して後遂に欧邏巴兵術の強大なるに屈し其和議を行ふに及ひて大に支那古昔よりの政を改め且和議を行ふに及ひて大に支那古昔よりの政を改め且政府の明智を経たるなるへし英武の支那帝久々無益の政府の明智を経たるなるへし英武の支那帝久々無益の政府の明智を経たるなるへし英武の支那帝久々無益の政府の明智を経たるなるへし英武の支那帝久々無益の

必用ならさるに至り交易及ひ勉勤何れの地に於ても其増息の学分析の術に於て発明多きにより手作の業漸々の民皆治平の業を営み諸州の国王古賢の言を遵奉し其の民皆治平の業を営み諸州の国王古賢の言を遵奉し其今を距ること三十年前欧邏巴荒敗の乱治りてより諸国

不足せり英吉利共其土人に富有智能深慮の失多し甚速なり然れとも是に関らす諸国に於て生計の材資

至りて或ハ異邦の民と争闘に及ふことあり此時に至り国人其交易の新途を求めて休まず其求るの切なるにと雖も生計の資に匱乏せし者多かりき是に於て彼の

村上範致「安政乙卯聞見雑録 二」 翻刻②

人死るもの数千人諸所の府城掠奪蹂躪せられ而し 遂に支那の一大災厄となれり其故は此一乱にて支那 人と広東にありし支那の官人と争闘の起りしも 人と広東にありし支那の官人と争闘の起りしも の属下を補翊保護するの外他計なきなり英吉利商

て数百万の宝貨を購焚料焼き打せらせるへきを購ふ為にとし

て英吉利に奪れたれハなり当今の時右の如き災厄

争闘より兵乱を興すへき事は余深く憂る所なり国諸州の民と極めて争闘は生し易かるへし是等のに遊走する者増なるへし然れは其舶の人等と貴ち禍胎為に萌発すへし今よりハ諸般の舶日本近海将に日本に及はんとす若すこしの不虞あらは即

政府の明智応に此危災を防くの良策あるへし是余

の希望する所なり

貴国

ありこれ以て政府の明智洞察を知るに足る然とも此命旨加比丹に示されたる諭書異国の舶温和の遇待の命千八百四十二年年壬寅二八月十三日長崎奉行より和蘭

56 丁

 \equiv

以て危災を防くに足るへきか右の諭書中二説く所は

岸に近よる所の舶は如何の遇待を蒙るへきや右等の所の舶のみ若し此他の事にて敵対の意なく日本海唯難風に遇ひ或は匱乏して日本海岸「漂着する

争闘を生すへし争闘即ち兵乱を誘発し兵乱即ち舶若し温和ならす粗暴に抵拒せらる、時は即ち

北い藍)二百余年春戈田蘭人日本こぐて憂寺を日本の為に此禍災を除ん事は是余の最も望む所なり荒敗を致さゝる事なし

会然で持せつ多色のできるこれは、1000年でである。 蒙るに報する所なり 此心蓋し二百余年来我和蘭人日本に於て優待を

在て孤立して交らさらんと欲する者ハ遂に仇を諸国のてより遐遠漸邇近となれり此諸民互に相近くの時に坤輿の民を互『相引き相集む近頃蒸気舶の発明あり為す事甚速かなり蓋し爰に拒くへからさるの勢ありて余熟々時世の移換るを考るに坤輿生民の通交隆盛を余熟々時世の移換るを考るに坤輿生民の通交隆盛を

余が知る所なり然ともラヲツエヲなるべしの言に聖人上に処宗祖法を建て異国の民と通好を狭限するは通商ハ唐土和蘭の

れは和を保つと謂へり若し夫れ

民に結ふに至るへし名徳顕聞の貴国

57 丁

Ξ

宗祖の法を厳守して和交為すへからずといふも聖賢者其法

を寛にせん事を欲せり

余の誠意を以て

法を寛にして幸福の日本をして兵乱の為に荒敗せし大府に勧る所亦斯の如し希くは異国の人に対するの

むる事なかれ余の此議を

の交は唯交易に因て生すべし是日本にあらず夫和好を保つ*唯親信の交りによるべし親信大府に勧る*一片の誠心にして少しも私利之心を挟む

政府の賢明洞知する所なり

を日本送んとす然る時者余の此牘中大略を挙たる事宸翰の回書を賜るの後余将に予の親信する所の者一人大府若し此貴国の大事に就て猶其詳を知んと欲せは

欲すれは哀哉慈父ヰルレム第一世二十八年視政の後を願ふ内に悲惻に堪へす其故は此を慈父に議んとの詳明を尽す事を得へし予隔遠の日本の幸福和好

今を距る事四年前館舎を捐つ

大府幸に憐恤を垂れし

予今一軍艦を以て此書牘を贈る希ハ

村上範致一安政乙卯聞見雑録(二)

翻刻(2)

和蘭国王より日本帝江礼物目録

和蘭王肖像

一枚

の誠実恋愛の心を表せんか為に
大府の回報を得ん事を右の艦中予の肖像あり是予

在り並に菲微の品たりと雖も皆和蘭国人の学芸巧

大府に献する所なり此他尚一二の礼物あり記して副紙に

貴国従来我和蘭人を恵恤する事鮮からず予深く術の及ひ勉勤に因て産出する所の物なり

是を謝す猶且将来に望む所なり

大府の顕明

上帝

宗祖を祐て其治業をかく永久ならしむ其

の可祈所なり洪福安寧和楽大日本永くこれを得よ大府に於る又此の如く幸福をして永久ならしめんこれ予

ス、カラアヘンハアカ王宮に書す 【十二月二十七日】 【 中二月二十七日】 【 東保十四年癸卯】

シニステルハンコロニイン 名 ハナアド 但此人名草

中ルレム

金縁に	名画師
T	21
像大さ	
Z,	ル
真	ヒ
の	ユ
如	ル
1.	ス
	1
	名丿
	0
	写す
	9

玻瓈燭台 をも点すへし球及ひ灯玻瓈若干添各カルセルラムブ詳吾個を備へ又蠟燭 対

玻瓈大花瓶

馬銃

剪綵花環添

六筒の者

一対箱入

カラビイン筒

欧羅巴地図

二箇の物箱入

新刻東印度 和蘭所領大地図 欧羅巴諸州諸都の図を集る者

シュリナーメ名の記行 大本 一冊 大本三冊

東印度和蘭所領の窮理史 大本三冊 大本三冊

東印度草木図説

大紙四折本

咬噹吧草木図説

日本草木図説

三五

48

守受而達之江戸府我主親読之 去歲七月貴国使价船齎 国王書翰到我肥前長崎港崎尹伊沢美作

彗星記 天象記 天学書 数理地球総論 地理総説附天学説 同 土星環論 万象記録 天学教諭書 ハンアーダムス名天学書 テカラーフ名天学書 天学基礎 日本禽獣図説 ハルレ彗星論 エンケ彗星論 四折本]]冊 八折本二十冊 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 五. 四

冊

#

m 冊 冊 ₩ 冊 ₩ ₩ ₩

<u>61</u> 丁

<u>60</u>丁

三六

₩

冊

国王忠厚誠意則我主亦深感銘不敢疎外

遵旧約勿替亦是慎守祖法耳幸稟之於

公等書翰亦準此不為報也但貴国通商則或其不然雖至再三不能受幸勿為訝至於祖法一定嗣孫不可恪遵後来往復請見停

通商無通信与商又各別也今欲為之布報之利病見忠告条其言極為懇款且別見恵之利病見忠告条其言極為懇款且別見恵育不能然者我祖創業之際海外諸邦通信貿易固無一定及後議定通信之国通商之国通信限朝鮮琉球通商限貴国於我従来有此則一切不許新為交通貴国於我従来有此則一切不許新為交通貴国於我従来有此則一切不許新為交通貴国於我従来有

62 丁 請諒之至見恵礼物亦在所可辞然而厚意所

国王事似不恭然祖法之厳如此所以不得已

於

則違碍祖法故伻臣等達此意於○等稟之

寓遐方送致倘或納蓋涉不恭因今領受**薄**晋

土宜数種以表報謝具録別幅勿論却幸甚抑

阿蘭陀国政府諸公閣下也因今伻臣等具陳言不書意千万諒不備

阿部伊勢守正弘判

青山下野守忠良判牧野備前守忠雅判

戸田山城守忠温判青山下野守忠良判

別幅。
弘化二年乙巳六月朔日

二 二 二 一 一 一 一 一 十 十 十 具 副 副 座 双 端 端 端 端

撒金提合榼

華文紗綾

撒金硯紙匣

<u>63</u>丁

彩 彩 彩 紬 綾 亀 綾

二十端

整

かびたんヹ論書写

外*信を通することなしに四海泰平に治り法則や、備り朝鮮,琉球のに四海泰平に治り法則や、備り朝鮮,琉球の我国往昔より海外に通商する諸国少からざりし

れす至誠の致す処祝着これに過す其懇志の程いいへとも厚意"めで、夫か為に答ふれば則信を通るのいへとも厚意"めで、夫か為に答ふれば則信を通るのいへとも厚意"めで、夫か為に答ふれば則信を通るの通する"者あらす然るに去秋其国王より書翰差越と遺国支那は年久しく通商するといへとも信を

さし越事なかれ若し其事ありとも封を開かずして返しも会釈して国産の品々送り遣ス也然ハ後来必書翰のもたしかたき故に其意に任せて納と、む就ては是いへとも返翰に及さる上ハ請納めかたししかれとも厚意依て其重役、書を送て其厚きを謝す又品々贈越と

遣すへし正に礼を失ふに似たりといへとも何そ一時の

村上範致「安政乙卯聞見雑録 二]

翻刻(2)

さ、か会釈に及はされハ礼節を失ひ且誠意に戻る

<u>64</u> 丁

三九

50

事を費すことなかれ此度書簡相送候とて其返報も固 故を以て祖宗歴世の法を変すへけんや爰ヲ以他日再ひ く無用たるへし此旨能々心得本国へ申伝ふべし

(白紙)

条約

現今亜美理駕合衆国謀与日本国人交

相親睦将依此意以定後来久守之章程

勅諭立約如左

沢美作守鵜殿民部少輔相与遵奉

日本国大君差全権林大学頭井戸対馬守伊

合衆国大統領差全権被理到日本

是以

両国之人嗣後苗互相睦不得以其人

之 高

下貴賤与所過異他而各別視之也

日本国政府今定下田箱館而港做為合衆国

給之地准其駕舶入港但下田港応以鈐印約 船発薪水食料石炭等諸欠物之現存者儘数

66 丁

几

丰合隆者勿忘自日本宫吏冓面报印页氐以書之日為之如始箱館応以来年三月而始開

洋金洋銀也 其給発諸物応自日本官吏講価報知而抵以

両国沓不用追支也該国人到港者其周済漂民諸費項彼此所同其所携諸物具船送致之于下田或箱館付之其所携諸物具船送致之于下田或箱館付之

従容待之不得一処安置也但至日本正理漂民及到港合衆国人応同海外諸国之俗

之例合衆国人亦不得不甘心従順

若箱館行歩之規応俟日後量度較定也但下田港内小島居中向四方歩遊七里做長崎港置唐山和蘭諸国人之制而錮禁合衆国漂民及其他到港者両港官吏不応

俟両国議定或要覓必需諸物及其余宜見允准之事応

所発諸貨不中日本人意亦却之者合衆国貨抵換必需物応謹守日本政府法制若其合衆国船到両港者准其以洋金洋銀及諸

人応甘心帯回

地官吏等幹弁九一支一収皆不得私下相其取薪水食料石炭及欠乏者物皆応従該

与也

庸遅緩待議也他海外諸国相充則亦応同充之干合衆国母嗣後日本政府倘以今相允合衆国之事与

向別処姿意入港也両港既開則合衆国人除猝遇風颶之外不得

以鈐印約書以来七八月後為期合衆国総領人於下田但置総領之事応合衆国総領人於下田但置総領之事応受が

書於 合衆国大統同長公会大臣議定允旨致 各約一定両国各官民自応謹守且

両国君上批准之約互換

日本国大君此事亦応以今後七月即将

嘉永七甲寅年三月初三日我主耶蘇基約書始上両国全権諸臣下印作証

<u>68</u> 丁

浦御触書之写

督後紀年之一千八百五十七年三月三十一 日在横浜村築館鈴益関

(白紙)

間檣三本三段帆遣り出しよりも裾黒 印小幟相立薩摩守手船長さ二十四 遣り出しよりも中黒之帆印帆中柱 壱艘者弐十間何も檣三本三段帆 松平薩摩守方二一引受製造被 布交之吹流を附艫之方日之丸之船 付候大船弐艘壱艘者船長二十四間 仰

江戸迄相廻筈に候条其旨相心得湊懸之 吹流を相立右三艘よりも薩摩国より 之方日之丸並轡之船印小幟布交之 之帆印帆中柱に裾黒之小印を付艫

之節者勿論風招不宜候ハ、船見懸け 節者定例御用物廻船之通取計難風

村上範致一安政乙卯聞見雑録 二」 翻刻②

<u>71</u>丁

70 丁

次第早速引船数艘差出候諸事差

支無之様可取計者也

卯十一月十日 因幡御判

相武 模蔵

伊豆 右海岸

筑後

左衛門 同 駿河

御用

"付無印

遠江 寺社領 私御 領領

三河 村々名主

河内 加賀

百 百

注

五年) 一〇七九-一〇八六頁 軍備を西洋砲術へ改革する。下級藩士から、家老まで出世した。[『田原町史 村上範致は幼名を喜之助といい、通称は定平、諱は初め貞輻、 範致が記した記録に「安政乙卯聞見雑録二」「安政丙辰聞見雑記三」「安政四丁巳聞見雑記四」「安政五戊午聞見雑記五」「安政六己未聞見 のちに範致。清谷と号する。のちに家名の財右衛門を襲名する。田原藩の 中巻』(田原町文化財調査会編、 田原町教育委員会、一九七

雜記六」「万延元庚申聞見雑録七」「文久元辛酉聞見雑録八」「慶応四丁卯冬聞見録」(以上、 究会において翻刻を進めている。 田原市博物館所蔵)があり、 村上範致古記録研

論集 8号』名古屋外国語大学、二〇二一年)三六九-四一四頁を参照。

「安政乙卯聞見雑録二」の一丁から三十丁は、佐久間永子・鵜飼尚代「村上範致「安政乙卯聞見雑録

翻刻(1)(『名古屋外国語大学

福田花子、吉

3

|田原町史

中卷』一二九一頁

2

4 担当者は、秋元悦子、砂川亨、鵜飼尚代、黒川秀雄、佐久間永子、塚原美根子、仁田紀生、早川秋子、林由紀子、原知里、 村上範致古記録研究会において二〇一七年六月から二〇一八年三月に輪読し検討を加えた成果である。

5 鵜飼尚代·佐久間永子「村上範致著述古記録に関する基礎研究」(『名古屋外国語大学論集 2号』名古屋外国語大学、二〇一八年)三〇 川将(敬称略五十音順)。

一二二四頁